

# 「厚生労働省相双地域医療従事者確保支援センター」の設置について

平成23年10月4日

厚生労働省医政局

## 1 趣旨

緊急時避難準備区域の解除を受け、相双地域（※）における医療従事者の確保を支援するため、福島県相双（そうそう）保健福祉事務所に、「厚生労働省相双地域医療従事者確保支援センター」を設置する。

※相双地域：南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡（2市7町3村）

## 2 センターの概要

### （1）スタッフ

医系職員1名、事務系職員1名を派遣

※6ヶ月間を目途に現地に常駐する予定

### （2）業務

#### ① 現地におけるニーズの把握

→各医療機関や市町村を訪問し、リアルタイムに実情・ニーズ等を把握

#### ② 関係機関間の連絡調整

→県、市町村、「被災者健康支援連絡協議会」等関係機関間の連絡調整、情報共有を行う

#### ③ 支援活動

→現地で把握したニーズを踏まえ、以下のスキーム等を活用し、医療従事者（医師、看護師等）の確保に向けた適切な支援につなげる

（支援の具体例）

- i) 全国の医療関係団体で構成する「被災者健康支援連絡協議会」との連携
- ii) 国立病院機構等からの医師等の派遣を「被災者健康支援連絡協議会」と連携して実施
- iii) 福島県地域医療支援センター（厚労省補助事業により県が10月に設置予定）との連携

## 3 設置時期

10月上旬目途に設置（福島県相双保健福祉事務所に）